



第1章 計画の概要

1 計画の基本事項

(1) 計画策定の趣旨と背景

安城市は、かつては「日本デンマーク」と呼ばれるほどの農業先進都市でしたが、昭和の高度経済成長とともに、自動車産業を中心とした工業への転換が進み、まちの風景も様変わりしています。

これからの時代、社会情勢や経済情勢がさらに変化し、価値観が多様化していく中で、「だれもが幸せに暮らし続けられるまち」を次世代へと引き継いでいくためには、市民一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合い・協働することが求められています。

現在国においては、「新しい公共」という考え方に基づいて、これからの公共を担うのは行政だけではなく、NPO^{※1}法人などの市民活動団体であると認め、特定非営利活動促進法（NPO法）の改正により認定NPO法人制度を緩和するなど、団体を支援する政策が進められています。

一方、本市では、平成22年4月に「安城市自治基本条例」を施行し、まちづくりの担い手である市民、議会、行政が、まちづくりに関する情報をお互いに共有し、市民参加と協働によるまちづくりを進めるための基本ルールを定めています。

また、自治基本条例に掲げる「市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働によるまちづくりを進めること」をめざし、平成23年4月に「安城市市民参加条例」を、平成24年10月には「安城市市民協働推進条例」を施行しました。

さらに、市民協働のまちづくりの必要性や基本的な考え方、協働の担い手の役割、推進するための施策などを示した「安城市協働に関する指針」（以下「指針」という。）を、市民協働を推進する道標として策定しました。

今後、この指針を踏まえ、計画的に市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市による協働のまちづくりを進めていくためには、協働を推進するための施策や事業の実施時期、推進体制について、具体的に定める必要があります。

以上のことから、「安城市市民協働推進条例」第8条及び第9条に基づき「安城市市民協働推進計画」を策定します。

NPO^{※1}：NPO（Non Profit Organization の略）とは、社会や地域のために自主的に活動しているボランティア団体、市民活動団体、特定非営利法人などの民間の非営利活動団体。「NPO法人」とは、NPOのうち特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したもの。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「安城市自治基本条例」、「安城市市民協働推進条例」、「安城市協働に関する指針」に基づき、「第7次安城市総合計画」を踏まえ、安城市の市民協働の推進を総合的・横断的に図る計画です。

また、計画の推進にあたっては、町内会等の地域団体と協働し、地域福祉活動を進めている安城市社会福祉協議会の活動を欠かすことはできません。そのため、本計画では、社会福祉協議会が進める施策・事業のうち、市民協働推進計画に関するものを関連事業として扱い、連携して市民協働の推進を図ります。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。また、計画期間中であっても、今後の社会経済情勢の変化や、国、県及び市における市民協働の進捗状況を考慮し、施策等の見直しを検討していくものとします。

なお、この5年間は、団塊の世代の人たちがいわゆる「第二の定年^{※2}」を迎える時期にあたり、地域社会に多くの人たちが入ってくる期間となります。

(4) 計画の構成

本計画は、6章で構成しています。「第1章 計画の概要」において、計画策定の趣旨や位置づけ、計画の期間などを示し、「第2章 協働のまちづくりの現状と課題」で、各種アンケート調査結果を基に市民、地域団体、市民活動団体それぞれにおける協働の現状を明らかにし、市民協働をとりまく主な課題を整理しています。

「第3章 安城市がめざす協働の姿」では、第2章で整理した現状と課題を踏まえ、基本理念を設定し、基本理念の実現に向けて4つの基本方針を掲げています。「第4章 市民協働推進のための施策」では、安城市における市民協働を推進するために、基本方針ごとに具体的な施策、事業を展開し、「第5章 スタートアッププログラム」において、計画期間の前半において重点的に実施する事業を位置づけています。

「第6章 計画の推進に向けて」において、計画の実現を図るための周知や推進体制、進行管理について示しています。

第二の定年^{※2}：企業等を定年退職後、再雇用や再就職した就職先で再び定年に達すること。

2 基本的な考え方

(1) 協働の担い手と役割

協働のまちづくりを進めていくためには、誰が協働の担い手となり、どのように役割を分担していくのかを認識し、お互いが得意とすることを発揮しあうとともに、対等な立場で協力していくことが重要です。

安城市市民協働推進条例と指針を踏まえ、それぞれの協働の担い手とその主な役割をまとめると、次のようになります。

①市民の役割と責任

- ・ 自らが暮らす社会に関心を持つ。
- ・ 市民活動やまちづくりを理解する。
- ・ 自らできることを考え、行動する。
- ・ 市民活動やまちづくりに参加する。
- ・ 協働するという意識を持つ。
- ・ 全体の利益＝公益性を意識する。

②地域団体の役割と責任

- ・ 地域の特性を活かし、地域の課題解決に取り組む。
- ・ 住民同士のふれあい、話し合いを通して絆を深め、相互扶助の関係づくりを行う。
- ・ 地域の意見を取りまとめ、地域と市とのパイプ役を務める。
- ・ 市のパートナーとして、地域住民の福祉の向上に取り組む。

③市民活動団体の役割と責任

- ・ 社会的責任を自覚する。
- ・ 団体の特性を活かす工夫をする。
- ・ 地域の課題解決に取り組む（公益性を持つ）。
- ・ 広く市民の理解を得るよう努める。
- ・ 市と協働するにあたっては、公共性・公益性に配慮し、情報公開と説明責任を果たす。

④事業者の役割と責任

- ・地域社会の一員として共に活動する。
- ・市民活動および協働に関する理解を深め、その発展と推進に協力・支援するよう努める（人材、物資、資金、情報などの社会資源を提供するなど）。

⑤市の役割と責任

- ・市民活動団体の自主性、自立性を尊重する。
- ・協働を推進するための基本的かつ総合的な施策を策定する。
- ・協働を推進するための機会の提供と環境整備に努める。
- ・市職員に対する啓発・研修を実施し、市民協働の重要性の認識を深める。

（参考）

安城市市民協働推進条例

（市民の役割）

第4条 市民は、まちづくりの担い手としての自覚を持ち、市民活動への理解を深め、市民協働に努めるものとする。

（地域団体の役割）

第5条 地域団体は、地域の特性を生かし、市民協働に努めるものとする。

（市民活動団体の役割）

第6条 市民活動団体は、市民活動の社会的意義を認識し、その活動が理解されるよう取り組み、市民協働に努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、地域社会の一員として市民活動に対する理解を深め、自らが有する資源を活用して市民活動を支援し、市民協働に努めるものとする。

（市の役割）

第8条 市は、市民協働の推進のための環境整備に取り組み、総合的に施策を策定し、及び実施するものとする。

（市の基本施策）

第9条 市は、前条の規定に基づき、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

- （1）人材の育成に関すること。
- （2）活動場所の充実に関すること。
- （3）財政的支援に関すること。
- （4）情報の収集及び提供に関すること。
- （5）前各号に定めるもののほか、市民協働を推進するために必要なこと。

(2)協働の基本原則

協働を進めるときには、お互いに守らなければならない共通の原則があります。次の6つの基本原則（ルール）をお互いに確認し合い、同じスタート位置に立つことから始めることが重要です。

そして、上手にコミュニケーションを取りながら進めることが、協働事業を成功させる近道です。

①自主・自立の尊重

協働する者同士は、自主的・自発的に考えて行動します。それぞれが自立した存在であることが大切です。

②対等の関係

協働する者同士は、お互いを尊重し、対等な関係において行動します。

③相互理解

協働する者同士は、それぞれの考えを理解した上で、得意分野を持ち寄って補完し合います。

④目的・目標の共有

協働する者同士は、協働のための目的や目標を、お互いに共有します。

⑤公開・透明性の確保

協働する者同士は、取り組み過程などの情報を積極的に公開し、透明性を確保します。

⑥評価の実施

協働する者同士は、その活動を評価・検証し、さらに次のステップへ進むための方向付けに役立てます。

※①、②、③についての原則は、必ずしも協働関係に無い者同士においても、大切な原則です。



(3)用語の説明

本計画に使用する重要な用語について、次のとおりとします。

【協働】（指針より抜粋）

市民、市民活動団体、事業者および市がそれぞれの良さや強みを持ち寄って、※「サラダ」のようにお互いを活かし合うことにより、地域の課題を解決し、安城のまちをよりよくしていくことをいいます。

※「サラダ」のように とは

レタス・トマト・にんじん・きゅうりなど、それぞれの素材の良さや持ち味を活かしあって、一つの美味しい「サラダ」をつくるというイメージです。

【市民活動】

市民活動には、営利を目的とする活動（営利を構成員に配分する活動）は含みません。また、市民が自主的に取り組む活動であり、その内容が自己のための趣味的な活動ではなく、安城市全体の市民が利益を受けることができるものをいいます。

【市民】

「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。）のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動を行っている個人や団体をいいます。

【地域団体】

町内会や町内福祉委員会、PTAや子ども会、老人クラブなど地域で生活することを縁として結成し、活動する団体をいいます。

【市民活動団体】

市民活動を行うことを主たる目的とし、継続的に活動する団体をいいます。

【事業者】

営利を目的として事業を行う個人又は法人をいいます。